

奈良県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十八年五月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名称	所在地
生駒市立病院	生駒市東生駒一丁目六一二